

大阪市地域魅力創出建築物修景事業基本要綱

制 定 平成 29 年 4 月 14 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の地域の魅力創出のために実施する建築物の外観整備（以下「修景」という。）の促進を図る事業（以下「地域魅力創出建築物修景事業」という。）について、基本的な事項を定めるものである。

(一般相談)

第 2 条 本市は、建築物の所有者等に対して、修景に関する相談を実施する。

(専門家相談)

第 3 条 本市は、前条の相談のうち、専門的な見地から助言が必要であると認める場合は、専門家による相談を実施することができる。

(修景補助)

第 4 条 本市は、一定の条件等に沿った修景に対して、その費用の一部を補助することができる。

(学識経験者等の意見)

第 5 条 本市は、地域魅力創出建築物修景事業の推進に際して、必要と認める場合は、学識経験者等から意見を聴くことができる。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項については、別途都市整備局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 14 日から施行する。